

自由金利型定期預金規定（大口定期）

2024 年 10 月 7 日現在

〈非自動継続型〉

1. 反社会的勢力との取引拒絶

自由金利型定期預金（以下「この預金」といいます。）は、第 10 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から F および第 3 号 A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 10 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から F または第 3 号 A から E の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

2. 証券類の受入れ

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書によるものは証書と引換えに、通帳によるものは当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

3. 預金の支払時期

- (1) この預金は、証書表面または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 債権保全の必要があるときその他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は、満期日前に解約できません。

4. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書表面または通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の 2 年後の応当日から預入日の 5 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書表面または通帳記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A. 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。

B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

- ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を満期日前に解約する場合、および第 10 条第 2 項または第 3 項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について別表 1 の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。
- (4) この預金の付利単位は 100 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

5. 届出事項の変更、証書または通帳の再発行等

- (1) 証書、通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 証書、通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書、通帳の再発行は、当金庫所

定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

- (3) 証書、通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

6. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。
また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに預金者もしくは預金者の補助人・保佐人・後見人が補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または預金者について任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前二項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前四項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

7. 印鑑照合

証書の受取欄または払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

8. 譲渡、質入れの禁止

- (1) この預金および証書または通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

9. 取引の制限等

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。
預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法により届け出るものとします。この場合において、届け出た在留期間が経過した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前三項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

10. 預金の解約、書替継続

- (1) この預金を解約または書替継続するときは、証書によるものは証書の受取欄に届出の印章により記名押印して提出してください。通帳によるものは当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫は預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

- ② この預金の預金者が第8条第1項に違反した場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 法令で定める本人確認等における確認事項および第9条第1項で定める当金庫からの通知等による各種確認や提出された資料が虚偽である場合
 - ⑤ 第9条第1項から第3項に定める取引等の制限に係る事象が1年以上にわたって解消されない場合
 - ⑥ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他AからEに準ずる者
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為
- (4) 本条による解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、本条による解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

11. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとします。証書は裏面受取欄に届出の印章により記名押印のうえ、通帳は届出の印章により記名押印した払戻請求書とともに直ちに当金庫に提出してください。
 - ② 複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ③ 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

12. 規定の変更等

当金庫は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化等の理由によりこの規定の各条項その他の条件を変更する必要がある場合その他の法令により認められる場合には、お客様に個別に通知することなく、本規定に記載の内容を店頭表示、当金庫のホームページにおける表示その他の適切な方法で周知することにより、合理的な範囲で任意に変更できるものとします。変更日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

以上

<別表1> 定期預金の中途解約利率一覧

【自由金利型定期預金（大口定期）・自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）】

預入期間	掛目率			
	1ヵ月以上3年未満 (定型2年まで)	3年以上4年未満 (定型3年まで)	4年以上5年未満 (定型4年まで)	5年もの
6ヵ月未満	約定利率×20% または解約日の 普通預金利率 の何れか低い方	約定利率×15% または解約日の 普通預金利率 の何れか低い方	約定利率×10% または解約日の 普通預金利率 の何れか低い方	約定利率×10% または解約日の 普通預金利率 の何れか低い方
6ヵ月以上1年未満	約定利率×30%	約定利率×20%	約定利率×15%	約定利率×10%
1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×40%	約定利率×25%	約定利率×20%	約定利率×15%
1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×50%	約定利率×30%	約定利率×25%	約定利率×20%
2年以上2年6ヵ月未満	約定利率×60%	約定利率×45%	約定利率×40%	約定利率×25%
2年6ヵ月以上3年未満	約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×45%	約定利率×30%
3年以上4年未満	—	約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×45%
4年以上5年未満	—	—	約定利率×70%	約定利率×70%